

# 被爆者援護を求める戦いの歴史

6月15日

長崎原爆被災者協議会 山田 拓 民

## I. 私と原爆 (1)被爆まで住んでいた所 長崎市城山町1丁目80番地の3

城山町…大正の半ば頃から長崎市が開発した新興住宅街。被爆当時約800世帯ほど住んでいたと思われる。爆心地からの距離は、近いところで300m、離れたところで1,800mとされている。私の家は、住宅街の北側の丘の中腹にあり、地図上での計測では爆心地から800m程度とみられる。丘の上には建立されたばかりの護国神社があった。また、この丘の北側の平坦地には、市内の伊良林町から移ってきた市立長崎商業学校があった。父は、この学校に勤務していた。

### (2) 私の家族 両親と姉1人、弟2人、それに私の6人家族

父(47歳)学校長崎商業・理科(化学)の教師、8月9日は、生徒を引率して三菱兵器製作所大橋工場(爆心地から1.3km)へ行って被爆、瀕死の重傷(火傷、裂傷)を負う。翌年夏ごろから教職に復帰。1961年8月に肺ガンと診断され、同年12月5日死亡。

母(36歳)自宅で被爆。裂傷など

その年の8月23日諫早市の海軍病院で死亡。

姉(16歳)自宅で被爆。打撲傷など その年の8月13日死亡

私(14歳)鳴滝町の県立長崎中学2年生。学校で被爆(3.3km)

無傷 午後4時頃に城山へ帰着。母たち4人と再会。

弟(12歳)城山小学校2年生。自宅で被爆。両腕にガラス傷

その年の8月24日諫早市の海軍病院で死亡。

弟(9カ月)布団にくるまれていて無傷。その年の8月12日死亡。

## II. 占領軍による原爆の被害隠し

(1) 9月5日 海外特派員の広島・長崎への立ち入りを禁止。

(2) 9月6日 ファーレル准将(マンハッタン計画副責任者)による

占領軍声明。「広島・長崎では死ぬべきものは死んでしまい

9月上旬現在において、原爆放射能のために苦しんでいる

者は皆無だ」。(「原爆犯罪」椎名麻紗枝・大月書店)

(3) 9月15日 プレスコードを指令、厳しい検閲制度を敷く。特に原爆被害に関するものについては、報道関係だけではなく、あらゆる著作物についても適用された。このため、松尾敦之の句集も発行されなかった。

(4) 9月～10月 長崎周辺の旧軍関係病院を接收し、収容されていた原爆による負傷者・病人の追い出しを図る。

### III. 占領軍に追随し、原爆の被害隠しに加担した日本政府

敗戦間際の8月10日、スイス政府を通じてアメリカへ原爆の非人道性を告発する抗議文を送った日本政府は、敗戦とともに占領軍に追随し、原爆の被害隠しにつとめた。

(1) 9月16日内閣総理大臣東久邇宮稔彦によるアメリカ国民へのメッセージ

(2) 10月8日戦時災害保護法の適用を打ち切り、すべての救護所を閉鎖した。このあと、1957年3月31日の原爆医療法の制定まで政府は被爆者を完全に放置した。

### IV. 南太平洋ビキニ環礁でのアメリカの水爆実験と広がった原水爆反対の声

1954年3月1日 南太平洋ビキニ環礁でのアメリカの水爆実験により第五福竜丸をはじめとする日本漁船(856隻といわれる)が被曝、その年の9月23日に放射線障害のため、第五福竜丸の通信士久保山愛吉さんが亡くなったことにより、原水爆反対の声が日本中に広がり、署名運動が展開され、1955年8月6日、広島で原水爆禁止世界大会が開かれた。

### V. 被爆者の組織化進む

1956年5月27日 広島県原爆被害者団体協議会結成

6月23日 長崎原爆被災者協議会結成

8月10日 日本原水爆被害者団体協議会結成

こうして、「原水爆なくせ！原爆被害への国の償いを！」の被爆者とそれを支援する国民の声は、全国に広がった。

1957年3月31日 「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」制定。

市民の戦争被害対策としては画期的な法律。しかし、被爆者や



求めた「国としての償い」ではなかったため、大きな欠陥を持っていた。しかし、この成果を獲得したのは、被爆者の全国組織が結成されて、わずか7か月余のことであった。

## VI. 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(略称:原爆医療法)

### (1)原爆医療法にいう被爆者とは…

- ①原爆が投下された時、広島市、長崎市、または政令で定めるこれらに隣接する地域にいた者(直接被爆者)
- ②原爆が投下されてから一定期間内に、政令で定める区域内にいた者(入市被爆者)
- ③以上の人の胎児であった者

### (2)「法」が定めている被爆者の健康の保持・向上を図る事業

- ① 被爆者健康手帳の交付
- ② 年2回の健康診断の実施
- ③ 厚生大臣は、原爆の傷害作用に起因して負傷したり、疾病にかかった被爆者に対しては、必要な医療を給付する。なお、その負傷又は疾病が原爆の傷害作用に起因するものでないときは、その者の治癒能力が原爆の放射線の影響を受けているために、現に医療を要する状態にある場合に限る。

この場合、医療の給付を受けようと思う人は、前もってその負傷や疾病が原爆の傷害作用に起因するものであるという厚生大臣の認定を受けなければならない。

## VII. 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(略称:被爆者特別措置法)

諸手当の制度を定めた法律(1968年5月20日公布)

医療特別手当 特別手当 原爆小頭症手当 健康管理手当  
保健手当 介護手当 葬祭料

## VIII. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律……1994年12月16日公布

内容:原爆医療法+被爆者特別措置法

前文をつけ、その中で「核兵器の究極的廃絶」を唱え、「国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて

国として原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定する」と述べている。

IX. 「原爆医療法」「特別措置法」「援護に関する法律」に共通の欠陥とその克服への道

被爆者が訴え、求めた法律⇒原爆の被害への国の償い

ふたたび被爆者を作らない国の決意の証し

政府の被爆者対策の根本的な欠陥…原爆の被害の矮小化

原爆の被害＝熱線、爆風、放射線による地獄の苦しみをもたらした被害

政府の被爆者対策⇒原爆被害の矮小化

なんのための矮小化？ ①アメリカへの配慮

②基本に「戦争被害受任論」

原爆の被害＝放射線被害と考える歴代政府は、その放射線被害さえ2次放射線、3次放射線被害は無視し続けてきたし、1次放射線についてもその影響範囲を極めて限定的に捉えようとしていることは、原爆症認定審査においても明らかだ。

IX. 原爆の被害について、今、新たなうねりが……。

原爆の被害(戦争の被害)へ国家補償を求める新たなうねりが、いま、始まりつつある。かつてわが国では、戦争を始めることは、憲法でその地位が「神聖にして侵すべからず」と定められた天皇の権限に属していたこともあって、戦争そのものを批判することも許されず、国民の戦争犠牲は、耐え忍ぶべきものとされてきた。そして戦後、真っ向からそれに挑んだのが原爆の被爆者だった。

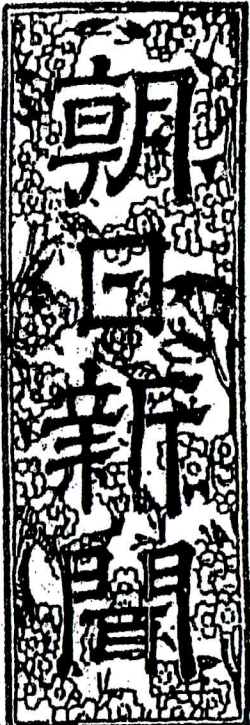
しかしその壁は厚く、これまで2度にわたる挑戦も、成功しなかった。その爆者が、いま、3度目の挑戦に取り組んでいる。被爆者の平均年齢は77歳を越えた。まさに最後の力を、この取り組みにかけようとしているのだ。それは、自分たちのような被爆者を二度と作ってはならないという心の底からの思いからなのだ。もちろん高齢化した被爆者だけでできることではない。被爆者の訴えが、どれほど多くの国民の心をとらえることができるかが、この取り組みの成否を分けることになるだろう。



## アメリカの原爆投下に対する日本帝国政府の抗議文（一九四五・八・一〇）

本月六日米國航空機は広島市の市街地区に対し新型爆弾を投下し瞬時にして多数の市民を殺傷し同市の大半を潰滅せしめたり広島市は何ら特殊の軍事的防備乃至施設を施し居らざる普通の一地方都市にして同市全体として一つの軍事目標たるの性質を有するものに非ず、本件爆撃に関する声明において米國大統領「トルーマン」はわれらは船渠工場および交通施設を破壊すべしと言ひをるも、本件爆弾は落下傘を付して投下せられ空中において炸裂し極めて広き範囲に破壊的効力を及ぼすものなるを以つてこれによる攻撃の効果を右の如き特定目標に限定することは技術的に全然不可能なこと明瞭にして右の如き本件爆弾の性能については米國側においても承知してをるところなり、また實際の被害状況に徴するも被害地域は広範囲にわたり右地域内にあるものは交戦者、非交戦者の別なく、また男女老幼を問はず、すべて爆風および放射熱により無差別に殺傷せられその被害範囲の一般的にして、かつ甚大なるのみならず、個々の傷害状況よりみるも未だ見ざる惨虐なるものと言ふべきなり、抑々交戦者は善敵手段の選択につき無制限の権利を有するものに非ざること及び不必要の苦痛を与ふべき兵器、投射物其の他の物質を使用すべからざることとは戦時國際法の根本原則にして、それぞれ陸戦の法規慣例に関する条約附属書、陸戦の法規慣例に関する規則第二十二條、及び第二十三條（ホ）号に明定せらるゝところなり、米國政府は今次世界の戦乱勃発以来再三にわたり毒ガス乃至その他の非人道的戦争方法の使用は文明社會の輿論により不法とせられをれりとし、相手國側において、まづこれを使用せざる限り、これを使用することなかるべき旨声明したるが、米國が今回使用したる本件爆弾は、その性能の無差別かつ惨虐性において、従来かゝる性能を有するが故に使用を禁止せられをる毒ガスその他の兵器を遙かに凌駕しをれり、米國は國際法および人道の根本原則を無視して、すでに広範囲にわたり帝國の諸都市に対して無差別爆撃を実施し来り多数の老幼婦女子を殺傷し神社仏閣學校病院一般民家などを倒壊または焼失せしめたり、而して今や新奇にして、かつ従來のいかなる兵器、投射物にも比し得ざる無差別性惨虐性を有する本件爆弾を使用せるは人類文化に対する新たなる罪状なり帝國政府は自からの名においてかつまた全人類および文明の名において米國政府を糾弾すると共に即時かかる非人道的兵器の使用を放棄すべきことを嚴重に要求す





所行発  
社本京東聞新日朝  
東京五丁二丁目四番地  
電話 3571  
印刷 朝日新聞印刷局  
印刷所 朝日新聞印刷局

本紙の発行所  
東京五丁二丁目四番地  
電話 3571  
印刷 朝日新聞印刷局  
印刷所 朝日新聞印刷局

# 首相宮の御自ら御返事

米人特派員  
の質問書に

この質問書に答へることは、日本の政府と米人の特派員との間の重要な対話である。日本の政府は、この質問書に、日本の内閣の意向を、御自ら御返事すべしと求められている。

日本の政府は、この質問書に、日本の内閣の意向を、御自ら御返事すべしと求められている。これは、日本の政府と米人の特派員との間の重要な対話である。

# 軍國主義を「掃し」 道義高き文化國へ

## 米支との経済協調を希望

日本の内閣は、この質問書に、日本の内閣の意向を、御自ら御返事すべしと求められている。これは、日本の政府と米人の特派員との間の重要な対話である。

日本の内閣は、この質問書に、日本の内閣の意向を、御自ら御返事すべしと求められている。これは、日本の政府と米人の特派員との間の重要な対話である。

### 相剋を越えて 新建設へ

日本の内閣は、この質問書に、日本の内閣の意向を、御自ら御返事すべしと求められている。これは、日本の政府と米人の特派員との間の重要な対話である。

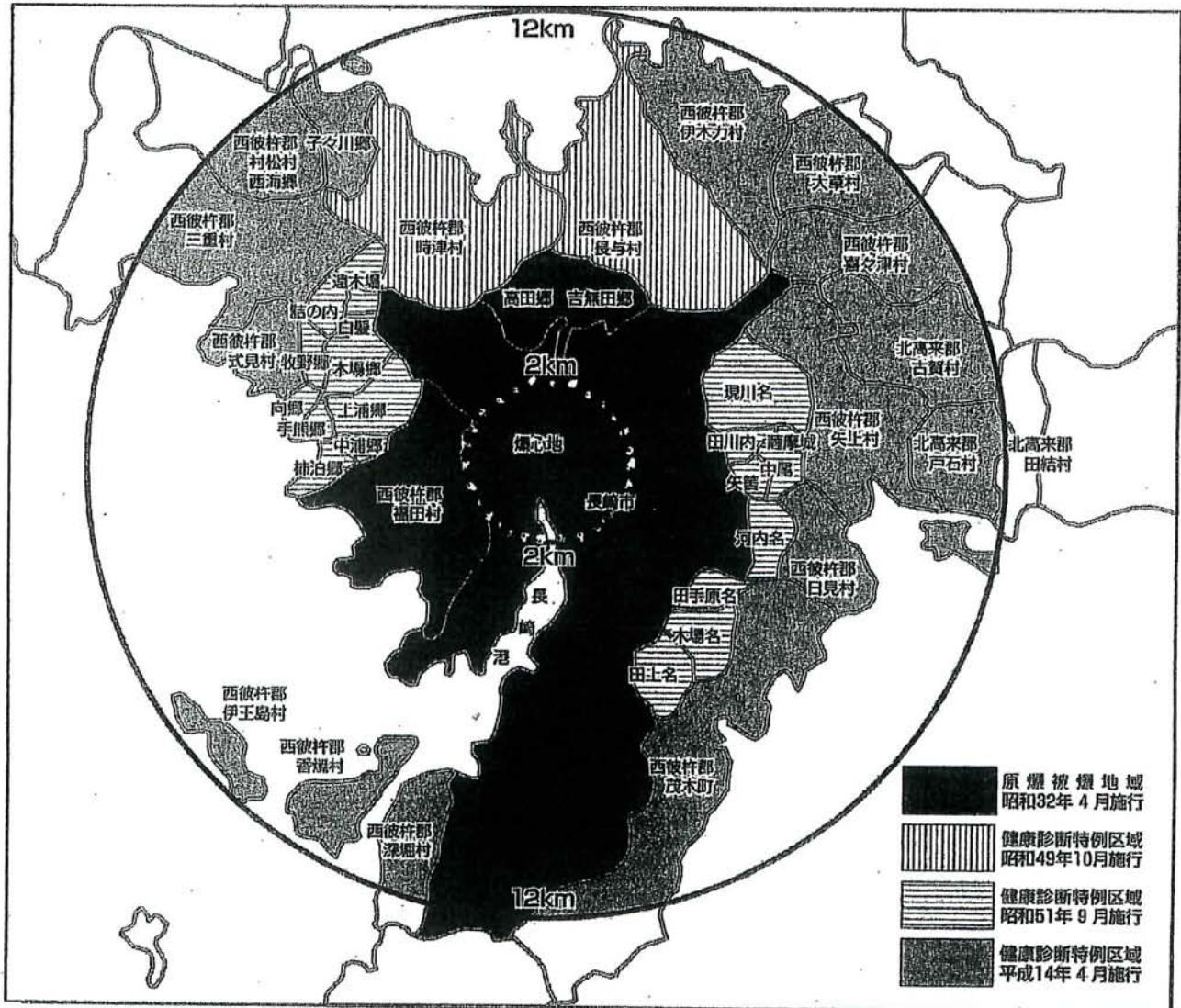
日本の内閣は、この質問書に、日本の内閣の意向を、御自ら御返事すべしと求められている。これは、日本の政府と米人の特派員との間の重要な対話である。

日本の内閣は、この質問書に、日本の内閣の意向を、御自ら御返事すべしと求められている。これは、日本の政府と米人の特派員との間の重要な対話である。



原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令に定められている

## 長崎の被爆地域



被爆者とは、①原爆が投下されたとき、この地図の中の黒い部分にいた人、②原爆が投下されてから2週間以内に、爆心地から2km以内に入った人、③原爆が投下されたとき、またはその後、原爆の放射能の影響を受けるような事情の下にあった人、④原爆投下当時①から③に該当する人の胎児だった人、を指します。

①の地図の黒い部分が、南へは約12kmなのに、東、北、西へは4kmないし5kmしかないのは、なぜだと思いますか？

(二) 第二次世界大戦により日本国民が甚大な被害を被ったことは、公知の事実である。しかし、戦時という国の存亡にかかわる非常事態においては、国民のすべてが、多かれ少なかれ、その生命・身体・財産の犠牲を堪え忍ぶことを余儀なくされていたのであって、これらの犠牲は、いずれも、戦争犠牲又は戦争損害として、国民が等しく受忍しなければならぬ性質のものである。したがって、これらに対する国による補償等の措置の要否は、国の立法政策にゆだねられており、具体的な法律の根拠があつて初めて戦争損害に対する補償等が認められるべきものである（日本国との平和条約による在外資産の喪失に関する補償請求についての最高裁昭和四三年一月二七日大法廷判決・民集二二卷一二号二八〇八ページ、一般民間人被災



## ○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法

律

(平成六年十二月十六日)  
法律第百十七号

昭和二十年八月、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾という比類のない破壊兵器は、幾多の尊い生命を一瞬にして奪ったのみならず、たとい一命をとりとめた被爆者にも、生涯いやすことのできない傷跡と後遺症を残し、不安の中での生活をもたらしした。

このような原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉を図るため、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律を制定し、医療の給付、医療特別手当等の支給をはじめとする各般の施策を講じてきた。また、我らは、再びこのような惨禍が繰り返されることがないようにとの固い決意の下、世界唯一の原子爆弾の被爆国として、核兵器の究極的廃絶と世界の恒久平和の確立を全世界に訴え続けてきた。

ここに、被爆後五十年のときを迎えるに当たり、我らは、核兵器の究極的廃絶に向けての決意を新たにし、原子爆弾の惨禍が繰り返されることのないよう、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定する。

「援護に関する法律」前文

## プレスコードのために刊行できなかった例 (松尾あつゆきさんの俳句)

長崎の俳人松尾あつゆきさんの句集も、プレスコードのために刊行できず、彼の句が日の目を見たのは、1955年8月だったという。

■八月九日 長崎原爆の日。我が家に帰り着きたるは深更なり。

月の下ひっそり倒れかさなっている下か

■十日 路傍に妻と二児を発見す。重傷の妻よりこの最後をきく。

わらうことをおぼえちぶさにいまわもほほえみ (1歳)

すべなし地に置けば子にむらがる蠅

臨終木の枝を口にうまかとばいさとうきびばい (4歳)

■同日 長男ついに壕中に死す。 (中学1年)

炎天、このいまわの水を探しにゆく

母のそばまではうでてわろうてこときれて

この世の一夜を母のそばに月がさしてくる顔

外には二つ、壕の中にも月さしてくるなきがら

■十一日 自ら木を組みて子を焼く。

とんぼうとまらせて三つのなきがらがきょうだい

ほのお、兄をなかによりそうて火になる

■十二日 早暁骨を拾う。

あさぎり、兄弟よりそうた形の骨に

あわれ七ヶ月の命の花びらのような骨かな

■十三日 妻死す (三十六歳)。

ふところにしてトマト一つはヒロちゃんへこときれる

■十五日 妻を焼く、終戦の詔下る。

なにもかもなくした手に四枚の爆死証明

夏草身をおこしては妻を焼く火を継ぐ